

# 近代日本紡績業と労働者

## — 近代的な「女工」育成と労働運動

橋 口 勝 利

大阪の社会労働運動と政治経済研究班研究員  
関西大学政策創造学部准教授

### 1 はじめに

本稿の課題は、日本紡績業の成長過程を企業と労働者との視点から検討することにある。

近代日本の工業化の一翼を担った日本紡績業は、「勤勉な労働者」の存在がその成長要因の一つと評されてきた。

しかし、労働者は近代日本の産業革命初期から「勤勉な労働者」ではなかった。前近代社会の勤勉観は、近代のそれとは異なった性格を有していた。それは、農業を基盤とする季節労働で、課題に応じて主体的に働くというものであった。しかし、近代ではその労働観に変化が訪れた。すなわち、人々は封建的束縛から解放され、移動の自由や職業選択の自由が得られただけでなく、資本主義の導入に伴う「時間」の発生に大きな影響を受けた。このため、一定時間の労働が義務化され、それに伴う「遅刻」や「時給」などという概念が導入された。つまり労働者は、この近代的、資本主義のルールに順応することが求められたのである。

それは、「時間を守らねばならない」という規律が取り入れられ、「その時間内に与えられた仕事をしなければいけない」という制約に繋がるものであった。これらができない場合、労働者は労働者としての生活を維持できなかった。加えて綿紡績業（以下、紡績業）の場合、女工の遠隔地募集が活発化したため、農村部から都市部での生活を余儀なくされた。このため生活環境の変化という課題にも対応しなげなかつた<sup>1)</sup>。

その一方で、産業革命をおし進めた紡績業の場合、資本家にとってもその企業成長に伴って労働者の確保が大きな課題となってきた。工業化初期は、企業が立地する近隣地域から労働者を募集することができたが、紡績企業同士の女工獲得競争が熾烈になるにつれ、女工確保は難

---

1) 武田晴人『仕事と日本人』ちくま新書、2008年、特に第3章～第6章。トマス・C・スミス著・大島真理夫訳『日本社会史における伝統と創造』ミネルヴァ書房、1995年、特に第9章～第10章。

\* 本稿は『研究叢書』161冊の『大阪の都市化・近代化と労働者の権利』第2章を関西大学経済・政治研究所の許可を得て転載したものである。

しくなってきた。そのため、遠隔地への女工募集を本格化せざるをえなくなったのである。こうして、地方に住む農村女性を資本主義の生活様式へと組み込んでいった。しかし、その際に課題となったのは、女工を寄宿舎生活になじませること、都市生活による墮落を避けること、そして、勤勉に働かせることであった。さらに、このような要素を満たす女工を継続的に集めることも必要となったのである。つまり、産業革命期の日本では、資本家が労働者を確保し、資本主義生産に適した労働者へと育成することが必要とされたのである。

以上の点を踏まえて本稿のテーマは、企業が農村出身の女性を「近代の労働者」とするためにどのような方法をとったのか、ということを明らかにすることにしたい。

対象は、日本の近代工業化を牽引した紡績業をとりあげる。紡績業は、その労働者として多くの女性労働者を女工として雇い入れており、その中には遠隔地出身女工も多かった。この女工の労働環境については、『女工哀史』に見られるように、劣悪な長時間労働が課されたことが指摘されている<sup>2)</sup>。しかし、日本紡績業が戦前期において飛躍的な成長を遂げた事実を考えれば、女工を劣悪な状況に置き続けていたということだけでは説明は不十分である。事実、1920年代の紡績女工には、当時の物価上昇を上回る賃金水準にあったことが指摘されている<sup>3)</sup>。

むしろ、紡績業は、労働者を労働に勤勉に取り組ませるように企業として積極的に働きかけていたと考えられる。そのためには、女工の労働条件の向上が必要であった。この労働条件を考える際に重要なのが労働運動である。労働運動は、労働時間短縮や賃金上昇などの労働条件向上を企図して労働者が自ら起こした活動であり、産業革命期以降、紡績業でもしばしば見られた。そこで、この労働運動と企業との対立や交渉がどのような労働条件を生み出し、労働者を勤勉な労働へと駆り立てていったのかを考えたい。

本稿はこのような問題関心から、紡績業が大きく発展する端緒となった第一次大戦ブーム期から大戦後恐慌の時期を取り上げる。この時期は、現在から約100年前にあたり、労働運動が活発化し全国的な組織が生まれる時期にあっていた。この労働運動が紡績女工の労働環境改善に大きな影響を与えただけでなく、女工の勤労観を誕生させる転機になったものと考えているのである。

本稿は、このような考察にあたって『東洋紡家庭時報』を利用する。この資料は、『東紡時報』として1922年に発行された後、1926年9月以降『東紡家庭時報』と改称され1944年まで発行された<sup>4)</sup>。

これは、東洋紡が女工出身家庭向けに発信した社内報であり、女工の工場労働生活についての情報が記録されている。しかし、この資料を用いた研究は管見の限りない。したがって、この情報を駆使して、紡績企業が女工をどのようにして労働者としての性格へと変貌させていっ

---

2) 細井和喜蔵『女工哀史』岩波文庫、1954年。

3) 阿部武司・平野恭平『産業経営史シリーズ3 繊維産業』日本経営史研究所、2013年、52～55頁。

4) 『百年史 上』東洋紡績株式会社、1986年、280～281頁。

たのかを考えていきたい。

## 2 日本紡績業の成立と労働観の変化

### 〔1〕 日本紡績業の成長

戦前期紡績業は、近代日本をけん引する主要産業としての役割を果たした。本節では、日本紡績業の成長過程を年表形式で記した表1をもとにしつつ明らかにしていきたい。

#### (1) 企業設立期〔表1 ①②〕

幕末開港直後の近代日本は、綿業部門における貿易赤字が大きく、その輸入代替が明治政府の大きな課題となっていた。そうした問題を解決すべく政府主導で紡績企業が全国各地に設立されたが、その経営はうまくいかなかった。そのため、民間企業が紡績業振興の役割を担うことになった<sup>5)</sup>。まず1882年、大阪紡績が設立され近代日本綿業がスタートすることになった。その後、1886年に三重紡績設立、1889年尼崎紡績設立など都市圏を中心に紡績資本設立が相次いだ。続く1890年代になると、地方にも紡績資本設立ブームが広がった。これは地域振興を志向する地域資産家の出資によって実現した。



写真①：東洋紡績三軒家工場（大阪紡績）跡（筆者撮影）

この後、1896年に綿糸輸出量が綿糸輸入量を凌駕して日本紡績業は大きく成長を遂げることになる。しかし、1900年には義和団事件勃発による対清輸出不振のために紡績業は大打撃を受け、日本紡績業の経営体力強化が目指されることになった。そのため、紡績業は活発に合併を

5) 高村直助『日本紡績業史序説 上』塙書房、1971年、特に序章。

表1 紡績業と労働争議関連年表

年	事項	労働争議（綿紡績関係）
1868年	明治元年	明治維新
1872年	明治5年	官営富岡製糸場開業
1879年	明治12年	十基紡績払下げ
1882年	明治15年	大阪紡績設立（近代紡績発足） 紡績連合会（紡連）設立
1886年	明治19年	三重紡績設立
1887年	明治20年	東京綿商社（のちの鐘淵紡績）開業
1889年	明治22年	尼崎紡績設立
1893年	明治25年	摂泉紡績8社同盟結成（紡績工争奪防止）
1894年	明治27年	日清戦争勃発
1896年	明治29年	綿糸輸出力、輸入量を凌駕
1897年	明治30年	日本絹綿紡績スト（賃上げ要求） 天満紡績女工スト（賃上げ要求）
1899年	明治32年	紡績業の合併が活発化
1898年	明治31年	福島紡績女工スト
1904年	明治37年	日露戦争勃発
1906年	明治39年	富士紡績職工演説会開催（賃上げ、労働時間短縮）
1907年	明治40年	鐘紡三池工場新上げ要求スト 大阪メリヤス工場賃上げ要求スト
1909年	明治42年	綿布輸出力、輸入量を凌駕
1910年	明治43年	播磨紡績女工賃上げ要求スト 東京モスリン女工スト
1911年	明治44年	大坂紡績松島分工場女工スト 亀戸松井モスリン女工スト 鐘紡岡山花畑工場女工賃下げ反対スト 日清紡績女工スト
1912年	明治45年	三重紡績津分工場女工賃下げ反対スト 半田紡績女工スト 東京紡績女工、長時間労働を万朝社に訴える
1914年	大正3年	第一次大戦勃発 東洋紡績発足（大阪紡績・三重紡績が合併）
1915年	大正4年	福島紡績女工スト（役員への反感） 東京モスリン女工スト
1917年	大正6年	日清紡績女工人事問題で紛議 富士瓦斯紡績スト（賃上げ要求）
1918年	大正7年	大日本紡績発足（尼崎紡・摂津紡が合併）
1919年	大正8年	東洋紡績四貫島工場、三軒家工場で争議 （賃上げ・労働時間短縮要求） 大日本紡績下福島工場争議（賃上げ、労働時間短縮） 大阪合同紡績天満工場争議（労働時間短縮）
1920年	大正9年	第一次大戦後恐慌 友愛会紡織労働組合結成
1922年	大正11年	労働争議活発化 富士瓦斯紡績押上工場争議 富士瓦斯紡績小名木川工場、押上工場争議 東洋紡績王子工場争議
1923年	大正12年	改正工場法公布（1929年から深夜業禁止）
1925年	大正14年	『女工哀史』出版

近代日本紡績業と労働者

1926年	大正15年		富士瓦斯紡績スト 東京モスリン争議 旭紡績争議（賃上げ、寄宿舎待遇改善など）
1927年	昭和2年	金融恐慌 紡連、第10次操短	倉敷紡績松山工場争議 東京モスリン亀戸工場争議
1928年	昭和3年		大日本紡績鹿児島工場スト 東京モスリン金町工場スト 富士瓦斯紡績川崎工場女工スト
1929年	昭和4年	世界恐慌	東京モスリン吾嬬工場争議 大阪合同紡績神崎工場争議 大阪天満紡織会社争議 東洋モスリン亀戸第3工場スト 岸和田紡織工場争議
1930年	昭和5年	大日本紡、人員整理実施 紡連、第11次操短	鐘淵紡績争議（賃下げ反対） 東京モスリン争議 東洋モスリン亀戸工場争議 東洋モスリン亀戸工場争議（解雇問題）
1932年	昭和7年		<b>④ 日本綿業最盛期</b> 関東紡績争議 東洋紡績天満工場争議 富士瓦斯紡績保土ヶ谷工場スト
1933年	昭和8年	日本綿織物輸出世界一へ	
1934年	昭和9年	日英会商決裂	天満紡織争議 東京モスリン亀戸争議 和歌山紡績争議
1935年	昭和10年		東京モスリン金町工場争議（解雇問題）
1936年	昭和11年		東京モスリン5工場スト
1937年	昭和12年	盧溝橋事件 日中戦争全面化	吉見紡績樽井工場スト（賃上げ） 大東紡績争議（賃上げ） 以後、労働運動急減へ
1939年	昭和14年	第二次大戦勃発	
1941年	昭和16年	太平洋戦争勃発	紡績企業の合併、閉鎖、売却、貸与相次ぐ
1945年	昭和20年	終戦	大日本紡績尼崎工場、津守工場全焼

注) 下記資料をもとに報告者作成

資料) 堀江英一『現代経済史年表』三一書房、1962年10月。

三井礼子編『現代婦人運動史年表』三一書房、1963年3月。

ユニチカ株式会社『時代の刻印—ユニチカの軌跡—』

くり返すことになった<sup>6)</sup>。

(2) 第一次大戦期〔表1③〕

1900年代の企業合併は、1914年の東洋紡績設立、1918年の大日本紡績設立へとつながり、鐘ヶ淵紡績と合わせて3大紡が成立することになった。加えて第一次大戦ブームの波に乗って紡績業は飛躍的に成長し、日本経済での存在感をより一層強めていった。

(3) 日本綿業の海外拡大期〔表1④〕

1920年代も順調に成長を遂げた日本綿業は、1927年金融恐慌、1929年昭和恐慌に直面する

6) 高村直助『日本紡績業史序説 下』塙書房、1971年、特に第5章。

ものの、合理化や操業短縮を実施することで乗り切った。そして1930年代、日本綿業は綿織物輸出量でイギリスを抜いて世界一へと成長を遂げるようになった<sup>7)</sup>。

## 〔2〕 女工募集の激化と遠隔地募集

近代日本において急速な成長を遂げた日本綿業は、どのようにして女工を募集していたのかについて考えてみたい。紡績業設立当初は、地域の雇用創出の期待に応えるために、紡績資本は近隣地域から女工を募集していた。

しかし、近隣地域での女工募集は限界を迎えたため、紡績資本は1902年ごろから遠隔地募集を開始した。対象地域は、九州、四国、北信越、東北地方へと広がった。この遠隔地募集は熾烈を極め、女工の引き抜きや誘拐などが大きく問題となった<sup>8)</sup>。そのため、1893年には摂泉紡績8社同盟を結成し、紡績女工争奪を取り締まるという措置が取られた<sup>9)</sup>。

## 3 紡績企業は「農村女性」を如何にして「女工」にしたのか？

### 〔1〕 紡績企業が直面した課題

日本紡績業は、第一次大戦ブーム期を迎えて大きく成長し、収益を拡大させ内部留保を充実させた。しかし、同時に以下の課題に直面することになった

#### (1) 労働運動の高まりへの対応

第一次大戦ブーム期は労働運動が各企業で激化する時期にあっていた。表1から確認できるように紡績業においても賃上げや労働時間短縮を望む労働運動が頻発した。本稿で対象とする東洋紡績でも、1919年に四貫島工場、三軒家工場で、1920年には王子工場で労働運動は発生した。このため、東洋紡績は、1921年に本店内の工務課から職工課を独立させ、職工募集、労働問題、工員の賃金、寄宿舎、保健衛生、教育庁の業務を担当させた<sup>10)</sup>。このように労働環境の改善は喫緊の課題に位置付けられ、東洋紡績は長時間労働の廃止、寄宿舎環境の改善、労働条件の見直しなどに取り組むことになった。

#### (2) 「女工」の育成：近代的な労働者

次に、紡績資本が有していた課題は、女工を農村生活で形成された労働観から脱却させることであった。つまり、作物の収穫時期、季節、天候などを基準とした労働サイクルや、作業内

---

7) 原明『日本経済史』財団法人放送大学教育振興会、1994年、84～85頁。

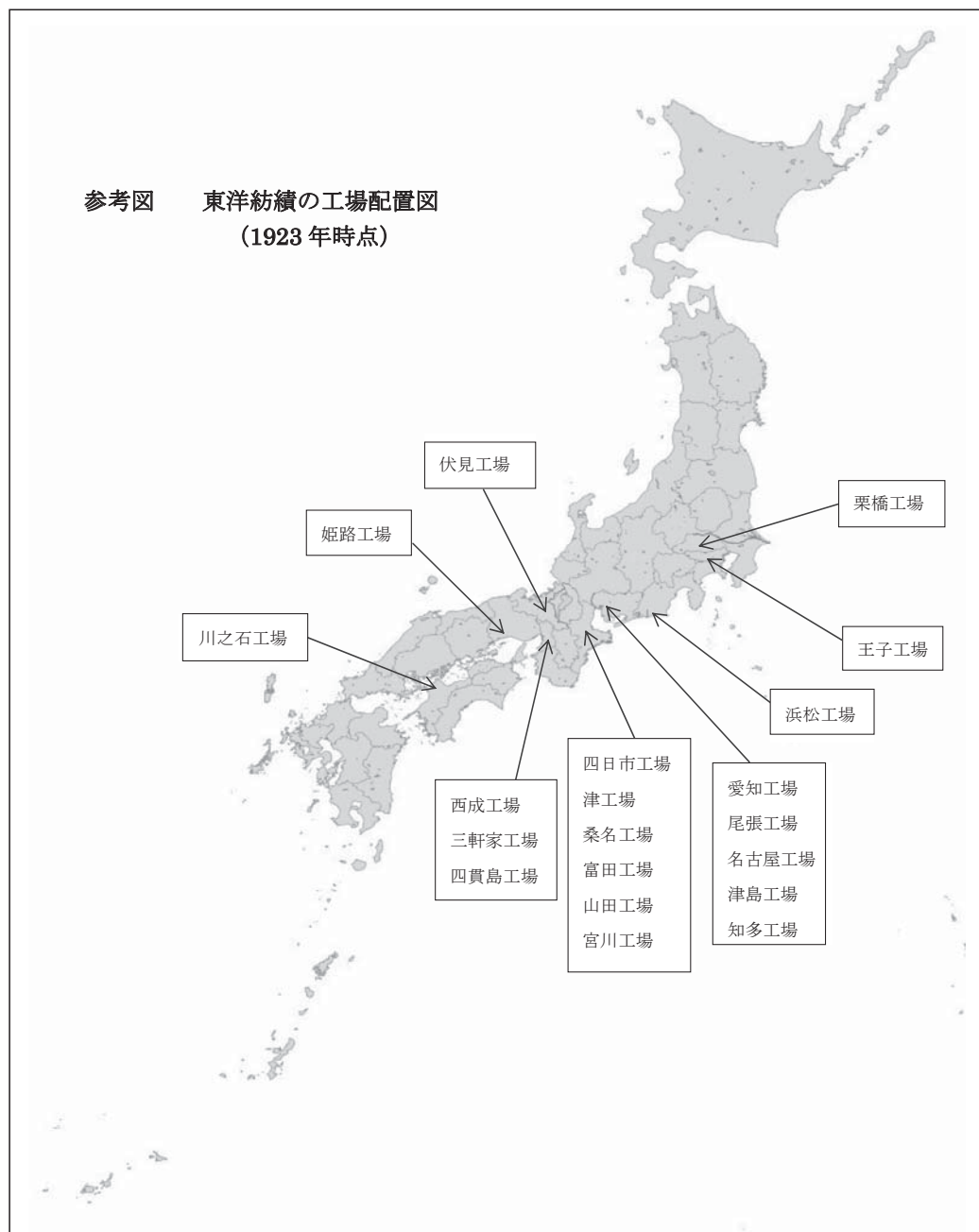
8) 紡績女工の募集方法、労務管理については、間宏『日本労務管理史研究』1978年、御茶の水書房、第三章を参照。

9) 紡績業は1920年代から1930年代にかけて成長を遂げた。加えて1929年恐慌での製糸業の没落したために、賃金未払い問題などが生じた。そのため製糸業から紡績業へと女工の就業希望がシフトしていった。この結果、1930年代には女工は紡績業へ集中した。

10) 『百年史 上』東洋紡績株式会社、1986年、270頁。



容や手順について農家がある程度主体的に決定できるという労働観から脱却させることであった。加えて、遠隔地から大都市への出稼ぎとして就業する女工には、生活環境の変化に対応させなければならなかった。具体的には、農村生活から都市生活への劇的な変化や長時間労働廃止に伴う余暇の発生が女工の風紀や規律の乱れをもたらすことが懸念された。そのため紡績資本は、女工の生活環境を管理しなければならなかった。



つまり、紡績資本は女工に近代的労働に求められる「時間」への観念を定着させ、定年まで就業すること、ルールに基づいた就労（無遅刻・無欠勤・規定時間通りの労働）へと適応させていったのである。

## 〔2〕 紡績資本の対策

### (1) 『東洋紡家庭時報』の発行

東洋紡績は、こうした労働運動の高まりへの対応の一方策として、1922年から『東洋紡家庭時報』を発行した。これは、女工の郷里家族に向けた企業PR誌にあたるものであった。その目的は、第一に、労働者の質を上げることで労働時間短縮や賃金引上げに対応することであった。つまり、農村出身女性に、高いモチベーションを与え、規定時間に従う労働へと駆り立てることで女工の生産性向上を図った。これは、近代的な「勤勉」労働へと女工労働を駆り立てるものであった。

第二に、女工募集地域との信頼関係構築が目的であった。つまり、女工出身農家へ定期的に工場労働の情報を提供することで農村部との連携を密接にすることで、長期的かつ安定した女工供給を狙っていたのであった<sup>11)</sup>。

『東洋紡家庭時報』は、女工の労働や生活環境に関わる成果が表記されており、東洋紡績の工場ごとで表記内容に特徴を見出すことができる。それらをまとめた表2をみると、満期慰労金と送金の記載回数が60回を超えており、各工場に共通して非常に関心が高かったことがわかる。続いて皆勤賞や学校・習いもの関係が多い。

この満期慰労金を支給した女工名を主として挙げているのは、愛知工場・津工場・尾張工場・王子工場である。次に、貯金上位者や送金上位者を主として記載しているのは、津工場・王子工場・三軒家工場・山田工場であった。皆勤賞は、川之石工場の9回が突出している。最後に学校・習いものについては、尾張工場・名古屋工場に比較的多かった。つまり、各工場がそれぞれの労務管理の方針に応じて、女工に対する独自の評価部門を設けていた。

### (2) 東洋紡の評価基準

『東洋紡家庭時報』の記載内容は、会社内で働く男工や女工の勤労状況を伝えるだけではなく、むしろ、彼らを勤労に駆り立てる仕組みが組み込まれていた。その仕組みを3つの側面から検討する。

第一に、時間を基準にしたインセンティブ制度を設定することであった。

東洋紡績は、労働者との間に3年間の契約期限を設けていたが、できるだけ長期間労働者を雇用することを望んでいた<sup>12)</sup>。しかしこの当時、東洋紡績は女工を長期間就労させるところか、

---

11) 『百年史 上』東洋紡績株式会社、1986年、280～281頁。

12) 『東洋紡家庭時報』1923年7月15日（東洋紡績姫路絹糸工場）。



表2 東洋紡各工場の女工名記載事項掲載回数

番号	工場名	所在地	リング 紡機	撚糸	織機	慰 満 調 勤 働 年 金 数	皆 働 ポ ー ナ ス	(1 か 月) 給 与 額	貯 金 額	送 金	表 彰 模 範 工	習 い の 模 範 工	学 校 ・ 習 い の 模 範 工	そ の 他
1	四日市	三重県四日市市浜町	34,584	9,036	1,210	6	1	1	1	2		1	1	
2	愛知	名古屋市中区廣井町	25,024		645	9	1	1						
3	津	三重県津市船頭町	57,332		3,658	10	1			9				
4	尾張	名古屋市中区熱田尾頭町	25,728			8						5		
5	名古屋	名古屋市中区正木町	28,464			3	2			1		4	2	
6	津島	愛知県海部郡佐織町	14,592			2			1	3		1		
7	西成	大阪市西淀川区傳法町	14,496				1			7		2		
8	桑名	三重県桑名市桑名町	29,056	10,000			1			6				
9	知多	愛知県知多郡半田町	59,348		2,453									
10	王子	東京府北豊島郡王子町	51,680	14,484		8	1			8			1	
11	栗橋	埼玉県北葛飾郡栗橋町	6,000	672		4	2			3		2		
12	三軒家	大阪市港区三軒家浜通	55,456		2,178					11				
13	四貫島	大阪市此花区四貫島町	49,272		2,145	4						3		
14	伏見	京都府紀伊郡伏見町	17,848	10,496		1	1	1				2	1	
15	川之石	愛媛県西宇和郡川之石町	32,376		570	7	9			2	1			
16	富田	三重県三重郡富洲原村	61,120	7,600										
17	姫路	…	…	…	…	1	2			1				
18	浜松	静岡県浜松市	13,760	1,920	272						1			
19	山田	三重県宇治山田市船江町	28,800			1			5	6		1	1	
20	宮川	三重県度会郡小網町	20,480							1				
合計			625,416	54,208	13,131	64	1	22	2	7	60	2	21	6

注1) 紡績錠数、織機台数は1923年6月30日現在の数字。

注2) 単位は、紡機は「錠」、織機は「台」、それ以外は「回」。

資料) 『東洋紡家庭時報』1922年12月15日～1923年11月15日までの各月号を参照。

『第四十一次 綿糸紡績事情参考書』大日本紡績連合会、1923年10月。

3年の任期期間を全うさせることすら十分にできなかった。例えば、東洋紡績四日市工場労働者の勤続年数を示した表3をみると、従業員は3,165名でそのうち約80%の2,535名が女工で占められていることがわかる。その女工のうち、就業年数が1年以内に止まるのは全体の50%を超えており、長期間の就業はまだ不十分であった。このため、女工に対して3年任期満了を目指す制度作りが求められていたのである。

東洋紡績津工場の満期表彰者（1923年10月度）を記した表4をみると、77名もの労働者が表彰の対象となっている。このうち、約83%の64名が地元三重県出身者で占められていた。このように、『東洋紡家庭時報』は、3年任期を果たした女工を賞与支給額とともに誌面に掲載することで、特に遠隔地出身女工に任期満了への意欲を駆り立てるという成果を見込んでいた。その一方で、女工募集広告に就業期間1年未満で退職した場合、郷里から紡績工場までの旅費

表3 東洋紡四日市工場従業員の勤続年数

年数	男子		女子		合計	
	(人)	%	(人)	%	(人)	%
3か月未満	55	8.7	246	9.7	301	9.5
6か月未満	83	13.2	539	21.3	622	19.7
1か年未満	140	22.2	595	23.5	735	23.2
2か年未満	56	8.9	484	19.1	540	17.1
3か年未満	105	16.7	313	12.3	418	13.2
<b>小計：3年未満</b>	<b>439</b>	<b>69.7</b>	<b>2,177</b>	<b>85.9</b>	<b>2,616</b>	<b>82.7</b>
5か年未満	76	12.1	222	8.8	298	9.4
7か年未満	36	5.7	62	2.4	98	3.1
10か年未満	29	4.6	33	1.3	62	2.0
15年未満	35	5.6	28	1.1	63	2.0
20年未満	11	1.7	10	0.4	21	0.7
25年未満	2	0.3	2	0.1	4	0.1
30年未満	2	0.3	1	0.0	3	0.1
<b>合計</b>	<b>630</b>	<b>100.0</b>	<b>2,535</b>	<b>100.0</b>	<b>3,165</b>	<b>100.0</b>

資料)『東洋紡家庭時報』1922年12月15日



写真②：東洋紡績四日市工場跡（筆者撮影）



写真③：東洋紡績四日市工場跡（筆者撮影）

を支給しないというペナルティを伝えることで、1年以上の就業を促した<sup>13)</sup>。

次に、皆勤賞与・精勤賞与の支給である。東洋紡績は、無欠勤を果たした女工を誌面に掲示の上、賞与を支給していた。例えば、東洋紡績栗橋工場の場合、夏季期間（7月1日から8月31日の2か月間）で、全日勤務の場合は3円、欠勤1日の場合は2.5円、欠勤2日の場合は1.5円、欠勤3日の場合は1円というように、勤続日数に応じて女工へ賞与を与えた<sup>14)</sup>。また、工場によっては、皆勤や精勤を果たした女工を抽選会に参加させて、当選者に賞金や家具など

13)『東洋紡家庭時報』1923年3月15日（東洋紡績王子工場）。

14)『東洋紡家庭時報』1923年7月15日（東洋紡績栗橋工場）。

近代日本紡績業と労働者

表4 満期慰労金ランキング (津工場)

単位：円

番号	出身県	担当工程	名前	金額	番号	出身県	担当工程	名前	金額
1	三重	仕上	松尾 宗吉	306	41	三重	精紡	木下 トウ	64
2	三重	精紡	丸山 トサ	183	42	三重	織布	本出コミヤ	63
3	三重	精紡	日高コムメ	171	43	三重	調査	山口 ミキ	63
4	三重	織布	島野ハツエ	138	44	三重	整経	磯部 ツギ	62
5	三重	精紡	萬崎 スエ	135	45	三重	精紡	橋本 トセ	62
6	三重	ミシン	村田 コウ	125	46	三重	織布	萬谷クニエ	61
7	三重	織布	田中 スエ	117	47	三重	整経	山本ミサノ	61
8	三重	織布	野村 ミシ	109	48	三重	精紡	上村 フミ	60
9	三重	織布	中村清太郎	99	49	三重	保全	石崎浪三郎	60
10	三重	修繕	大久保英正	97	50	三重	織布	篠木 キヨ	59
11	三重	前紡	天白 サト	96	51	三重	織布	齋藤 ミラ	58
12	三重	織布	山本ヤエノ	95	52	三重	精紡	荒川コミサ	57
13	三重	精紡	堀川ハツエ	95	53	三重	一部	山川米太郎	57
14	三重	精紡	小田ヒサノ	94	54	三重	織布	浦川 ヒナ	56
15	三重	織布	黒村 カノ	93	55	三重	織布	山口 ヒデ	54
16	三重	織布	川戸タキノ	91	56	三重	整経	野村 ヨシ	54
17	三重	織布	落合スエノ	87	57	三重	原動	井坂 定七	54
18	三重	織布	和田 トヨ	87	58	三重	織布	大澤源治郎	54
19	三重	織布	大西ハルエ	87	59	三重	整経	金塚 ナツ	53
20	三重	一部	菊水乙次郎	87	60	三重	整経	久世アサノ	52
21	三重	織布	岡田 キク	86	61	三重	精紡	中井 ハル	51
22	三重	織布	竹内 ソメ	84	62	三重	大工	吉村 宮男	50
23	三重	精紡	松林 エイ	84	63	三重	仕上	今井 エイ	50
24	三重	整経	樋口 トリ	83	64	三重	織布	樋口 トメ	45
25	三重	前紡	柘植 イソ	82	三重県小計				5,224
26	三重	仕上	中島 次郎	81	65	長崎	織布	川崎トシノ	84
27	三重	織布	豊田マサヲ	80	66	長崎	前紡	西川 キリ	55
28	三重	整経	長井 ミツ	78	67	滋賀	精紡	谷川 ツネ	76
29	三重	織布	伊藤正太郎	73	68	高知	精紡	宮地イワノ	69
30	三重	精紡	谷口 イシ	72	69	熊本	前紡	佐藤 リン	96
31	三重	賄	玉置 テウ	70	70	熊本	前紡	石田 トメ	82
32	三重	整経	熱田シモエ	69	71	沖縄	織布	中本 カメ	116
33	三重	織布	加藤ミカエ	68	72	沖縄	織布	宮里 ミツ	97
34	三重	織布	山本クメノ	67	73	沖縄	精紡	今井新之助	63
35	三重	仕上	宮田 久七	67	74	岡山	織布	小川イワノ	80
36	三重	仕上	矢田金次郎	67	75	岩手	織布	本明フジミ	107
37	三重	織布	佐藤カルミ	67	76	茨城	精紡	堀中 ナツ	75
38	三重	整経	渡邊 ナカ	65	77	茨城	精紡	飯島 マサ	74
39	三重	精紡	磯山ヒサエ	65	合計				6,298
40	三重	精紡	岩崎 マツ	64					

注) 50円以上のメンバーで、1923年10月度の数字。

資料)『東洋紡家庭時報』1923年11月15日。

を提供した。このように紡績資本は女工労働意欲を高めていったのである。

第二に、給与所得の浪費を抑えるための制度づくりである。

東洋紡績は、「お金を儲けましても使ってしまうはれると何にもなりませぬ。お國へ送りますか貯金して始めて働き甲斐のあると云うものです（下線：筆者）」<sup>15)</sup>と女工に伝えていた。こうして女工の給与を節制させるべく、貯金や送金を奨励した。

貯金制度は、東洋紡績が給料の一部を利子付きで女工に貯金させるというものであった。例えば、東洋紡績愛知工場の場合、毎月の収入1円のうち3銭の割合で利子を積み立てる（男性は2銭）。そして退社時にはこの積立金を基に満期慰労金が算出され支給されるのである。加えて、この利率は勤続年数が増えるほど増率されるので、長期間就労すればするほど満期慰労金が増額されるというシステムであった<sup>16)</sup>。『東洋紡家庭時報』では、その貯金額上位者を掲示することで貯蓄行為を高く評価したのである。

同様に、女工給与の一部を郷里家族へと送金することを促し、その金額上位者を『東洋紡家庭時報』に掲示した。表5は、東洋紡績三軒家工場女工の送金額とその出身県を示したものである。これによれば、女工出身地は富山県・新潟県などの北信越地方に加えて、長崎県・広島県・鹿児島県・香川県そして沖縄県など九州・中四国全域に広がっていることがわかる。送金額も20円から40円と一ヶ月給与に匹敵する額を送金する事例も見られた。

次に東洋紡績四日市工場の貯金額上位県と送金額上位県とを取り上げた表6で検討すると、貯金額上位県は地元三重県が圧倒的に多く、続いて奈良県や岐阜県、和歌山県など近隣県で占められていることがわかる。一方で、送金額上位県は、2位に三重県がランクインするものの、新潟県や富山県、福岡県など遠隔地県が上位を占めていることがわかる。このように、貯金は主として近隣出身女工、送金は遠隔地出身女工の給与を管理する上で効果を発揮していたと考えられる<sup>17)</sup>。

特に東洋紡績津工場は、女工に対する貯蓄への取組みが積極的であった。津工場は、1923年7月度から女工給料の2割を女工への手渡しとし、残りを貯金あるいは送金する制度を取り入れた。このため、女工貯金総額は、1923年7月度の約14,238円から、同年10月度には約15,248円へと増加した。同じく7月度の送金総額約15,796円は、10月度では17,511円へと達した<sup>18)</sup>。このように、東洋紡績は女工の給与への管理体制を着実に整えていった。

---

15) 『東洋紡家庭時報』1923年7月15日（東洋紡績名古屋工場）。

16) 『東洋紡家庭時報』1923年4月15日（東洋紡績愛知工場）。

なお、東洋紡績山田工場の場合、貯金額への利子は年8朱4毛で、銀行や郵便局に比べて倍にも等しい率であったという。『東洋紡家庭時報』1923年4月15日（東洋紡績山田工場）。

17) 東洋紡績尾張工場は、貯金額に応じて満期慰労金を増額する制度を採用していた。例えば、勤続年数3年を超えた場合、貯金額の2.5倍が満期慰労金として支給された。これは、給与の貯金を促すことと、3年満期までの就労を期待する制度だったか考えられる。『東洋紡家庭時報』1923年11月15日（東洋紡績尾張工場）。

18) 『東洋紡家庭時報』1923年11月15日（東洋紡績津工場）。

近代日本紡績業と労働者

表5 東洋紡績三軒家工場女工の送金額と出身県

順位	1922年11月度				1922年12月度				1923年1月度			
	府県	人数 (人)	金額 (円)	一人あたり (円)	府県	人数 (人)	金額 (円)	一人あたり (円)	府県	人数 (人)	金額 (円)	一人あたり (円)
1	富山県	70	1,618	23.1	長崎県	67	2,809	41.9	長崎県	68	2,608	38.4
2	広島県	26	1,047	40.3	新潟県	43	2,023	47.0	香川県	61	2,430	39.8
3	岡山県	1	1,007	1,007.0	香川県	61	1,845	30.2	高知県	43	1,687	39.2
4	長崎県	25	926	37.0	兵庫県	32	1,044	32.6	徳島県	15	1,159	77.3
5	兵庫県	33	848	25.7	福岡県	14	833	59.5	兵庫県	25	672	26.9
6	沖縄県	26	710	27.3	広島県	28	793	28.3	沖縄県	23	582	25.3
7	高知県	11	400	36.4	高知県	15	691	46.1	福岡県	13	581	44.7
8	山口県	9	396	36.4	富山県	22	613	27.9	鹿児島県	12	502	41.8
9	香川県	6	350	58.3	熊本県	13	589	45.3	広島県	13	309	23.8
10	福岡県	9	290	32.2	沖縄県	23	561	24.4	新潟県	4	290	72.5
11	和歌山県	9	190	21.1	山口県	17	522	30.7	熊本県	6	260	43.4
12	徳島県	7	146	20.9	鹿児島県	17	515	30.3	大分県	2	250	125.0
13	滋賀県	6	144	24.0	徳島県	9	210	23.3	山口県	6	233	38.8
14	京都府	5	119	23.8	岐阜県	5	168	33.6	三重県	3	210	70.0
15	岐阜県	4	100	25.0	大阪府	4	122	30.5	滋賀県	2	170	85.0
16	熊本県	3	79	26.3	三重県	3	110	36.7	京都府	4	123	30.8
17	和歌山県	2	77	38.5	滋賀県	4	85	21.3	岐阜県	5	115	23.0
18	宮崎県	3	71	23.7	岡山県	2	80	40.0	大阪府	3	109	36.3
19	島根県	2	70	35.0	石川県	2	54	27.0	岡山県	3	100	33.3
20	愛媛県	2	66	33.0	和歌山県	1	43	43.0	愛媛県	1	50	50.0
21	石川県	1	21	21.0	島根県	1	20	20.0	石川県	2	45	22.5
22	大阪府	1	20	20.0	愛媛県	1	20	20.0	富山県	1	20	20.0
23					福井県	1	20	20.0	福井県	1	20	20.0
20円以上送金者計		261	8,695	33.3		385	13,770	35.8		316	12,525	39.6
合計		...	30,310	...		...	30,860	...		...	32,383	...

注) 送金額20円以上メンバーの合計値

資料) 『東洋紡家庭時報』 1922年12月15日、1923年1月15日、1923年2月15日

表6 貯金送金額のランキング(四日市工場)

(貯金)

府県名	人数 (人)	金額 (円)	1人あたり (円)
三重	88	3,099	35.2
奈良	5	130	26.0
岐阜	4	97	24.3
和歌山	4	92	23.0
静岡	3	74	24.7
長野	1	25	25.0
20円以上小計	105	3,517	33.5
総合計		8,407	—

(送金)

府県名	人数 (人)	金額 (円)	1人あたり (円)
新潟	25	1,563	62.5
三重	8	573	71.6
富山	6	173	28.8
福岡	2	128	64.0
長野	3	122	40.7
和歌山	3	100	33.3
静岡	1	90	90.0
熊本	3	65	21.7
奈良	2	60	30.0
福井	1	50	50.0
石川	1	20	20.0
大阪	1	20	20.0
20円以上小計	56	2,964	52.9
総合計		8,749	—

注1) 20円以上の貯金者、送金者

注2) 1923年7月度の数字。

資料) 『東洋紡家庭時報』 1923年8月15日

第三に、女工の労働力としての質的向上に関わる点である。東洋紡績は、労働者の中でも優秀者を模範工として表彰して掲示することで紡績労働への意欲を駆り立てた。評価内容は、技能への評価だけでなく、勤続年数の長さや貯金額、送金額、寄宿舎での室長を務めたことなど多岐にわたっていた<sup>19)</sup>。また、寄宿舎内に高等女学校などを設置<sup>20)</sup>することによって女工教育を推進し、女工の質的向上を図った。これは女工教育や娯楽を充実させ、女工が余暇時間を消化する上でも役立った。

## 4 おわりに

東洋紡績は、『東洋紡家庭時報』を発行し、女工の労働環境に強く関与することを通じて様々な効果を発揮した。それらをまとめて結論としたい。

第一に、女工を積極的な紡績労働へと駆り立てたことである。紡績労働は、単純作業という性格があるため、その労働に「やりがい」を見出すことが必要であった。この紡績労働に、多額の貯金、多額の送金、皆勤ボーナスなどの評価基準を設けることで、同僚や企業からの評価、郷里からの感謝が女工に振り向けられることになった。この評価は、時間が基準となるので客観性が高く、女工本人の労働が「他者評価を得られる」という価値観を生み出す上で極めて有効であった。

第二に、農村が紡績資本を支持することにつながる点である。女工給与は、女工出身農家にとっては貴重な家計補助手段であった。そのため、貯送金制度は、農村の家計補助にはありがたい制度であった。それだけでなく、この制度は、余暇時間での浪費を防ぐことにもつながり、女工の寄宿舎生活の管理にも役立つものであった。このため、企業のインセンティブ制度や施設の充実が、農村にとってもメリットを与えるものとなり、農村が紡績資本の理解者になることにもつながった。これは、紡績資本にとって農村から安定した女工供給を得ることにつながった<sup>21)</sup>。

第三に、近代的労働者を育成できることである。つまり、東洋紡績の制度は、3年間「勤勉」に働く女性労働者を育てあげる手段となった。東洋紡績山田工場の満期受領者欄には、「…無事に三年以上もの月日を過ごし月々の貯送金の上に賞與金を得られて久方振り歸郷なさと云ふ事は此上も無い名譽で歸郷なさる御本人も待つ親御も定めし御満足の事と信じます（下線：筆者）」<sup>22)</sup>と記されているように、3年満期就業して節制することが美德であると評価されるよう

---

19) 『東洋紡家庭時報』1923年6月15日（東洋紡績伏見工場）。

20) 東紡山田女学校では、入学者は約130名であったという。『東洋紡家庭時報』1923年6月15日（東洋紡績山田工場）。

21) 農村が紡績資本の理解者になることで、女工が紡績資本への反発する上では抑止力となったと考えられる。

22) 『東洋紡家庭時報』1923年8月15日（東洋紡績山田工場）。



になったのである。

また、東洋紡績川之石工場の記録によれば、寄宿舍女工が被服費として使用するために貯金を払い戻す傾向が弱まったことが記されている。例えば、1922年2月～4月では、被服費の払戻し高が約8,863円だったのが、一年後の1923年2月～4月では約4,830円にまで減少した<sup>23)</sup>。これは、東洋紡績川之石工場が、「當工場寄宿舍では送金貯金を本旨とし常に節約の思想を養ひ放漫な生活を改め奢侈の風を矯正し流行の先駆者とならない様被服の如きもなるべく綿服主義をお勧め（下線：筆者）」し、被服費に遣う貯金の払い戻しの最高限度を15円としたためだったという<sup>24)</sup>。

このように、東洋紡績は、農村家庭および女工に、「満期まで働かなければならない」「無駄遣いをしない」という価値観を植え付けることで、女工を勤勉に働かせようとしたのである。

今から100年前の第一次大戦ブーム期、紡績資本は成長し近代日本のリーディング産業に成長した。しかしその一方で、労働運動の高まり、女工の遠隔地募集の活発化は、紡績資本に新たな対応を求めることになった。つまり、紡績資本は女工に質的向上を求めることになり、「引き抜きの時代」から、「安定的な就労」を求める時代へと変わっていったのである。そのため、紡績資本は、インセンティブ制度を駆使して、女工に新たなやりがいを提供し、近代の時間に律された労働観を醸成していった。それは農村の利害意識にも適合するものであった。

---

23) 『東洋紡家庭時報』1923年6月15日（東洋紡績川之石工場）。

24) 『東洋紡家庭時報』1923年6月15日（東洋紡績川之石工場）。